

国土交通大臣の証明等に係る連絡先一覧

○「優良建築物の建築事業に関する国土交通大臣の証明」

(租税特別措置法第31条の2第2項第12号、第62条の3第4項第12号関係)

→(担当)不動産・建設経済局不動産市場整備課

○「確定優良住宅地等予定地のための譲渡に関する認定」

(租税特別措置法第31条の2第3項、第62条の3第5項関係)

・第31条の2第3項(第2項13、14号関係)、第62条の3第5項(第4項13、14号関係)

→(担当)不動産・建設経済局不動産市場整備課(※1)

都市局市街地整備課(※2)

※1 土地区画整理事業に係るものを除く。※2 土地区画整理事業に係るものに限る。

・第31条の2第3項(第2項15号関係)、第62条の3第5項(第4項15号関係)

→(担当)住宅局住宅総合整備課

・第31条の2第4項(第2項16号関係)、第62条の3第5項(第4項16号関係)

→(担当)都市局市街地整備課

○「民間宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除に関する特定宅地造成事業等の認定」

(租税特別措置法第34条の2第2項第3号、第65条の4第1項第3号関係)

→(担当)都市局市街地整備課

連絡先

・不動産・建設経済局不動産市場整備課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館3階

TEL 03-5253-8111(内線30-657)

・住宅局住宅総合整備課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館2階

TEL 03-5253-8111(内線39-375)

・都市局市街地整備課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館6階

TEL 03-5253-8111(内線 32-726)